

自転車青切符制度について

令和8年度第2回沼津市自転車活用推進協議会

自転車の「青切符」制度について

2026年4月1日から始まった自転車交通反則通告制度

- ▶ 青切符とは比較的軽微で、明白・定型的な一定の交通違反について、反則金を納付することで、刑事手続によらず処理する制度
- ▶ 対象：16歳以上の自転車運転者
- ▶ 制度の目的：交通ルールの遵守→危険な違反の抑止
→自転車事故の削減

【重要】 基本は指導・警告で、悪質・危険な違反が取締りの対象となります

何をすると「青切符」の対象になる？

▶ 主な反則行為と反則金

・ 携帯電話使用等（保持）	12,000円
・ 信号無視	6,000円
・ 通行区分違反	6,000円
・ 安全運転義務違反	6,000円
・ 指定場所一時不停止等	5,000円
・ 無灯火	5,000円
・ 並進禁止違反	3,000円

※代表的な違反。違反類型・状況により反則金額は異なります

青切符を受け取ったら、どうなる？

▶ 基本的な流れ

■ 違反を現認→青切符・納付書の交付→反則金を納付→刑事手続に移行せず終了

○反則金を納付しない場合

指定された手続に従って通告を受ける→反則金を納付

○それでも納付しない場合

刑事手続へ移行

▶ 青切符と刑事手続の違い

【青切符】

- ・ 比較的軽微な反則行為
- ・ 簡易・迅速な手続
- ・ 反則金を納付すれば刑事手続に移行しない
- ・ 前科はつかない

【刑事手続】

- ・ 重大な違反等
- ・ 刑事手続によって処理
- ・ 有罪となれば前科がつく場合がある

沼津市の自転車施策への影響

▶ 青切符制度と沼津市自転車活用推進計画

■ 青切符制度との接点

- ① 交通安全教育として16歳以上の高校生等へのルール周知
- ② 自転車通行環境「ルールを守ろう」だけでなく、
ルールを守って走れる道路環境を整備
- ③ 危険箇所対策事故・違反が発生する交差点等を把握し改善
- ④ 関係機関の連携警察・学校・行政・地域・事業者が連携